

社会福祉法人 周防大島町社会福祉協議会

評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条に基づき、評議員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(評議員等)

第2条 この規程において、評議員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬の支給)

第3条 報酬を支給する評議員等は、本会の会長のみとし、その額は、別表1のとおりとする。

2 前項の報酬の額は、評議員会において定めるものとする。

3 報酬は、次の各号により支給するものとする。

- (1) 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬については、毎月21日とする。ただし、報酬支給日が金融機関の休日にあたる場合はその前日に支給する。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- (4) 月の中途において就任又は退任した場合は、全額支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員等が招集に応じ、評議員会、理事会、監査等に出席したとき、または、その職務による活動をしたときは、その費用として別表2の額を弁償する。ただし、本会の会長及び町の常勤の特別職又は一般職の職員及び本会の職員が評議員等を兼ねる場合は、弁償しないものとする。

(旅 費)

第5条 評議員等が、会長の発する出張命令によって出張する場合は、旅費及び旅行雑費を別表3により支給する。

2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情で経済的な通常の経路又は方法により難しい場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

3 評議員等が、公用車により出張したときは、第1項の規定にかかわらず旅費は支給しない。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

職 名	区 分	金 額
会長の職にある者	月額	50,000円

別表2 (第4条関係)

職 名		区 分	金 額
会議出席・職務による活動等をおこなった役員等	評議員会	日額	3,000円
	理事会	日額	3,000円
	監 査	日額	3,000円
	職務による活動	日額	3,000円
	その他会長が必要と認めた者	日額	3,000円

別表3 (第5条関係)

区 分	・鉄道賃 ・航空賃 ・船 賃 ・車 賃	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 ※1 (一夜につき)	
		東京都及び政令指定都市(広島市を除く)	その他の の県外	東京都及び 政令指定都市(広島市 を除く)	その他 の地域
評議員等	運賃 実費	円 2,000	円 1,000	円 13,000 以内又は実費	円 9,500 以内又は実費